

平成24年度公益法人社会貢献広報事業選定基準

平成22年12月17日作成

平成23年7月22日一部改正

1 目的

この基準は、公益法人が行う社会貢献広報事業の選定について必要な事項を定め、事業選定の厳正かつ公正な執行を図ることを目的とする。

2 選定の判断事項

財団法人日本宝くじ協会は、社会貢献広報助成事業申請者について、次の各号を調査の上、3に基づき選定を行うものとする。

(1) 公益性

- 事業の目的が国民の理解を得やすいものになっているか
- 助成する事業が国民の生活に直接役立っているか

(2) 広報効果

- 特定の対象に偏らず多くの国民の目に触れる機会があるか
- 広域的な広報効果が見込まれるか

(3) 効率性

- 費用対効果が高い効率的な事業となっているか
- 高い広報効果を得るための工夫を行っているか

3 選定方法

各判断事項に基づいて評価を行い、一定基準以上を選定対象として優先順位を付し、予算の範囲内で選定する。

ただし、一定基準以上の評価を得た場合であっても(1)公益性または(2)広報効果の各項目のうち一つでも「改善の余地あり(-1)」の評価がなされた場合、不採択とする。

4 選定の制限

社会貢献広報助成事業を実施する公益法人について、次の各号の一に該

当するものは選定することができない。

- (1) 法人の事業概要・役員構成・財政状況等について公表していない透明性の低い公益法人
- (2) 退職した国家公務員の理事総数に占める割合が $1/3$ を超える公益法人
- (3) 宝くじ資金を財源として分担金を受け入れている公益法人